



114
A 2598
2

衆議院議員選舉法



第一章 選舉區畫

第一條 衆議院ノ議員ハ各府縣、選舉區ニ於
テ之ヲ選舉セシム其ノ選舉區及各選舉區ニ
於テ選舉スヘキ定員ハ以テ法律ノ附録ヲ以
テ之ヲ定ム

大正十一年四月
陸軍省郵寄贈

第一卷 第一章

第二條 府縣知事ハ其ノ府縣ノ選挙区ノ選挙

ヲ監督ス

一 選挙区ノ選挙ハ郡長又ハ市長其ノ選挙長

トナリ之ヲ管理ス

第三條 一 選挙區ニシテ數郡市ニ亘ルトキハ
府縣知事ハ其ノ郡長又ハ市長ノ一人ヲ命ジ
選挙長シラシムヘシ

第四條 一市ノ域内ニ於テ數選挙区アルトキ
ハ府縣知事ハ區長ヲシテ其ノ選挙長タラシ
ムハシ

第五條 選挙ニ関ル費用ハ地方税ヲ以テ支辨

スベシ

第五條

第二章 選挙人ノ資格

第六條 選挙人タル為ニハ左ノ資格ヲ備フル

コトヲ要ス

第一 日本臣民ノ男子ニシテ年齢満二十五歳以上ノ者

第二 選挙人名簿調製ノ時ヨリ前満一年以上其ノ府縣内ニ於テ本籍ヲ定メ住居ニ仍引続キ住居スル者

第三 選挙人名簿調製ノ時ヨリ前満一年以上其ノ府縣内ニ於テ直接國税十五円

力ニ章 第六條

以上ヲ納メ仍引続キ納ムル者
但所得税ニ付テハ人名簿調製ノ時ヨ
リ前満三年以上之ヲ納メ仍引続キ納
ムル者ニ限ル

第七條 家督ニテリ財產ヲ相続シタル者ハ其
ノ財產ニ付前財產主ノ納税額ヲ以テ其ノ納
税資格ニ算入ス

第三章 被選人ノ資格

第八條

被選人タルコトヲ得ル者ハ日本臣民ノ男子満三十歳以上ニシテ選挙人名簿調製ノ時ヨリ前満一年以上選挙府縣内ニ於テ直接國稅十五円以上ヲ納メ仍引続キ納ムル者タルハシ

但所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ時ヨリ前満三年以上之ヲ納メ仍引続キ納ムル者ニ限ル

第九條 國務大臣、各省次官、書記官、局長、參事官、
局長、教官、學術并：技術ノ官吏及非職官吏
ニシテ被選人タル資格ヲ有シ選舉セラレタ
ル者ハ議員ヲ兼ヌルコトヲ得
前項ノ外ノ官吏ハ被選人タルコトヲ得ヌ

第九條

第十條 選挙ノ管理ニ関係スル市町村ノ吏員
ハ其ノ選挙区ニ於テ被選人タルコトヲ得ス

第十一條 神官僧侶及諸宗ノ教師ハ被選人ノ
ルコトヲ得ス

第十一條

第十二條 地方ノ議員又ハ吏員ニシテ衆議院
ノ議員ニ選舉セラレ當選ヲ承諾シタルトキ
ハ其ノ前職ヲ辞スルキモノトス

第四章 送罪人及被送人ニ通スル規定

第十三條 左ノ項ノ一ニ觸ル者ハ送罪人及

被送人タルコトヲ得ス

一 瘋癲白痴ノ者

二 身代限ノ度分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レ

サル者

三 公権ヲ剝奪セラレタル者又ハ停止中ノ

者

四 禁錮ノ刑ニ處セラレ満期ノ後又ハ赦免

ノ後満三年ヲ經サル者

第四章 第十三條

- 五・旧法ニ依リ一年以上懲役及國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ満期ノ後又ハ赦免ノ後満三年ヲ經サル者
- 六 賭博犯ニ由リ處刑ヲ受ケ満期ノ後又ハ赦免ノ後満三年ヲ經サル者
- 七 送擧ニ關ル犯罪ニ由リ送擧及被送權ノ停止中ノ者

第十四條 陸海軍軍人ハ現役中送擧ノ權ヲ行フコトヲ得ス及被送人タルコトヲ得ス

第十五條 華族ノ當主ハ衆議院議員ノ選舉人
及被選人タルコトヲ得ス

第十六條 刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ保釋中ニ
在ル者ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ選舉ノ權
ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス

第五章 選挙人名簿

第十七條 選挙長ハ毎年四月二十日マテニ各町村長ヲシテ一投票所内ニ於テ選挙資格ヲ有スル者ヲ調査シ人名簿ヲ製シ其ノ副本ヲ差出サシムヘシ

選挙人名簿ハ選挙人ノ姓名官位職業身分住所生年月納ムル所ノ直接国税ノ総額并ニ納税地ヲ記載スヘシ

第十八條 選挙人其ノ住居スル町村ノ外ニ於
テ直接國税ヲ納ムルトキハ納税地ノ町村長
又ハ市長若ハ區長ノ澄状ヲ得テ選挙人名簿
調製ノ期日ニテニ其ノ住所ノ町村長ニ差出
スヘシ

第十九條 選挙長ハ各町村長ヨリ差出シタル
選挙人名簿ヲ合シ一選挙区ヲ以テ一冊トシ
選挙管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ区役所ニ
備置キ其ノ副本ヲ府縣知事ニ送致スヘシ

第 二十條 選舉人名簿ハ毎年五月五日ヨリ十
五日同一選舉區ノ寫ヲ其ノ選舉管理ノ郡役
所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ縦覧ニ供ス
ヘシ

第二十一條 凡ソ選挙資格アル者選挙人名簿ニ於テ人名ノ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ理由書及證據ヲ具ヘテ
縦覧期限内ニ選挙長ニ申立テ其ノ改正ヲ求ムルコトヲ得
縦覧期限ヲ經過シタル後前項ノ申立ヲナス
モ其ノ効ナシ

第二十二條 選挙長ニ於テ脱漏ノ申立ヲ受ケ
タルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ
受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘ
シ若シ其ノ申立ヲ以テ正當ナリト判定シタ
ルトキハ直チニ其ノ人名ヲ記載シ其ノ由ヲ
當人所在地ノ町村長ニ通知シ併セテ選挙
区内ニ告示スヘシ

第二十三條 選挙長ニ於テ誤載ノ申立ヲ受ケ
タルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ必要ナ
ル場合ニ於テハ申立人又ハ被告人ヲ召喚審
問シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之
ヲ判定スヘシ若シ誤載ナリト判定シタルト
キハ直チニ之ヲ削除シ其ノ由ヲ被告人所在
地ノ町村長ニ通知シ併セラ選挙区内ニ告示
スヘシ

第二十四條 申立人又は被告人ニ於テ選舉
長ノ判定ニ服セサルトキハ選舉長ヲ被告
トシ判定ノ日ヨリ七日以内ニ始審裁判所ニ
出訴スルコトヲ得

第二十四條

第二十五條 始審裁判所ニ於テ前條ノ訴訟ヲ
受取リシムルトキハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラズ
速ニ其ノ裁判ヲナスヘシ

第二十六條 前條ニ於ケル始審裁判所ノ裁
判ハ控訴スルコトヲ許サス但大審院ニ上告
スルコトヲ得

第二十七條 選挙人名簿ハ六月十五日ヲ以テ
確定期限トシ次年ノ改正ノ日マテ之ヲ据置
クヘシ但裁判言渡書ニ依リ改正スヘキモノ
ハ選挙長ニ於テ其ノ言渡書ヲ受取リタル時
ヨリ二十四時内ニ之ヲ改正シ其ノ由ヲ申立
人又ハ被告人所在地ノ町村長ニ通知シ併セ
テ選挙区内ニ告示スヘシ

第二十七條

第六章

選舉ノ期日及投票所

第二十八條

選舉ノ投票ハ通常七月一日ニ之

ヲ行フ但衆議院解散ヲ命セラレタル時ハ勅

令ヲ以テ臨時選舉ノ期日ヲ定メ少クトモ三

十日以前ニ公布スヘシ

第六章 第二十八條

第二十九條 投票所ハ町村役場又ハ町村長ノ
指定シタル場所ニ於テ之ヲ設ケ町村長之ヲ
管理ス

第三十條 一町村ニ於テ選舉人少數ニシテ一
ノ投票所ヲ設クルニ足ラサルトキハ數町村
ヲ合併スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ認可ヲ
經テ合併ノ町村及投票所并ニ投票所管理ノ
町村長ヲ指定スヘシ

第三十條

第七章

投票

第三十一條

投票、午前七時ニ始メ午後六時

ニ終ル

第七章 第三十一條

第三十二條 町村長、其ノ管理スル投票所ノ
区域内ニ於ケル選挙人中ヨリ立会人ニ名以
上五名以下ヲ定メ選挙トモ選挙ノ期日三日
以前ニ之ヲ本人ニ通知スヘシ
立会人ハ正当ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辞ス
ルコトヲ得ス

第三十三條 町村長ハ投票ノ初ニ於テ立会人
ト共ニ恭會シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票
函ヲ開示シ投票終リタル後之ヲ閉鎖スヘシ
但閉鎖ノ後ハ總テ投票スルコトヲ許サズ

第三十三條

第三十四條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ二種ノ
輪ヲ設ケ其ノ一ハ町村長之ヲ管守シ其ノ一
ハ立会人之ヲ管守スルヘシ

第三十五條 選舉人の選舉ノ當日本人自ら投票所ニ至リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ其ノ投票ヲ投票函ニ投入スヘシ

第三十五條

第三十六條 投票用紙は各府縣に於て各一定ノ式ヲ用ヒ選舉ノ日投票所ニ備置キ町村長ヨリ之ヲ各選舉人ニ交付スヘシ
選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ被選舉人ノ姓名ヲ記載シ次ニ自己ノ姓名住所ヲ記載シテ捺印スヘシ

第三十七條 一 選挙区ニ於テ二人以上ノ議負

ヲ選挙スルトキハ連名投票ヲ用エハシ

第三十八條 選挙人名簿ニ記載セラレタル者
ノ外投票ヲ為スコトヲ得ズ但選挙人名簿ニ
記載セララルヘキ裁判言渡書ヲ所持シ選挙ノ
当日投票所ニ至ル者アルトキハ町村長ハ立
会人ト共ニ投票用紙ヲ交付シ投票セシメ其
由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

第三十九條 町村長ハ投票明細書ヲ作り投票
ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ立会人ト共ニ署
名スヘシ

第四十條 投票函、投票、翌日投票明細書ヲ
併セテ町村長及一名又ニ教名、立会人ト共
ニ之ヲ選舉管理、郡役所又ニ市役所若ニ区
役所ニ送致スヘシ

第四十一條 一選舉区内ニアル嶋嶼ニシテ前
條ノ期限内ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサ
ル情況アルトキハ府縣知事ハ人名簿確定ノ
日ヨリ選挙ノ期日マテノ間ニ於テ適宜ニ其
ノ投票ノ期日ヲ定メ選挙点檢ノ期日マテニ
其ノ投票函ヲ送致セシムルコトヲ得

第八章

選舉會

第四十二條 選舉會、選舉管理、郡役所又ハ
市役所若ハ區役所ニ於テ之ヲ開ク

第四十三條 選舉長は各投票所ヨリ選舉會ニ

參會シタル立會人ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ選舉

檢委員三名以上七名以下ヲ定ムヘシ

第四十三條

第四十四條 選舉長ハ投票函送達ノ翌日選舉
点檢委員立合、上各投票函ヲ開テ投票ノ總
數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ若シ投票
ト投票人トノ總數ニ差異ヲ生シタルトキハ
其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載スヘシ

第四十五條

第四十五條 總數ノ計算ヲ終リタルトキハ選
_レ 舉長ハ選舉点檢査員ト共ニ投票ヲ点檢スハ

第四十六條 投票ヲ点檢スルニ當リ其ノ選舉
區ノ選舉人ハ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第四十六條

第四十七條

左ニ掲クル投票ハ無効トス

- 一 選舉人名簿ニ記載ナキ者ノ投票但裁判
言渡書ヲ所持シタルニ依リ投票シタル
者ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
- 三 選舉人自己ノ姓名ヲ記載セサルモノ
- 四 資格ナキ被選人ノ姓名ヲ記載スルモノ
但連名投票ニ列記スル人負中資格アル
者ニ付テハ其ノ効アルモノトス
- 五 誤字又ハ汚染塗抹毀損ニ依リ記載スル
者ニ付テハ其ノ効アルモノトス

第四十七條

所ノ選舉人又ハ被選人ノ姓名ヲ認知ス
ヘカラサルモ、但通常ノ假名字ヲ用ヒ
又ハ誤字ニ係ルモ明ニ其ノ姓名ヲ認知
スルコトヲ得ルモノハ此ノ限ニ在ラズ
六 第三十六條第二項第三十七條ニ規定シ
タル外他ノ文字ヲ記載シタルモノ但被
選人ノ指名ヲ誤ラサル為ニ其ノ官位職
業身分住所ヲ附記シ又ハ敬称ヲ用ヒタ
ルニ依リテ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條 投票効力ノ有無ニ付疑義アルト
キハ選舉點檢委員ノ意見ヲ聞キ選舉長之
ヲ決定ス此ノ決定ニ對シテハ選舉會場ニ於
テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第四十九條 無効ノ投票ハ抹線ヲ加ヘ其ノ由
ヲ選挙明細書ニ記載シ一箇年間之ヲ保存シ
期限ヲ經過シタル後燒棄ツヘシ

第五十條 一投票ニシテ其ノ選舉スヘキ定員

ヨリ多キ被選人ノ姓名ヲ記載シタルトキハ
其ノ定員ニ超エタル人名ヲ末尾ヨリ除却ス
ヘシ

連名投票ニシテ其ノ選舉スヘキ定員ニ足ラ
サルトキハ現ニ記載シタル者ノミヲ計美ス
ヘシ但一人ノ姓名ヲ複記シタル者ハ一人ト
シテ之ヲ計美スヘシ

第五十一條 投票ハ六日間之ヲ郡役所又ハ
市役所若ハ區役所ニ保存シ期限ヲ經過シタ
ル後之ヲ燒棄ツヘシ

第五十二條 選舉ニ關リ訴訟又ハ告訴告發
ルトキハ第四十九條第五十一條ノ期限ヲ經
過スルモ裁判確定ニ至ルマテ其ノ投票ヲ保
存スヘシ

第五十三條 選挙長は選挙明細書を作り選挙
点検に關し一切の事項を記載し選挙点検
委員と共に署名し之を保存スヘシ

第九章 當選人

第五十四條 投票總數ノ最多數ヲ得タル者ハ
之ヲ當選人トス

投票同數ナルトキハ生年月ノ長者ヲ以テ當
選人トス同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ
定ムヘシ

第五十五條 当選人定リタルトキハ選挙長ハ
直チニ其ノ姓名及投票ノ数ヲ府縣知事ニ届
出ヘシ

第五十六條 府縣知事前条ノ届出ヲ受ケタル
トキハ各当選人ニ通知シ其ノ姓名ヲ管内ニ
告示スヘシ

第五十七條 当選人当選ノ通知ヲ受ケタルト
キハ其ノ当選ヲ承諾スルヤ否ヲ府縣知事ニ
届出ヘシ

第五十八條 一人ニシテ數選挙區ノ當選人ト
ナリタル者當選ノ通知ヲ受ケタルトキハ何
レノ選挙區ノ當選ヲ承諾スル旨ヲ府縣知事
ニ届出ヘシ

第五十八條

第五十九條 當選人其ノ府縣内ニ在ル者ハ十日以内其ノ府縣外ニ在ル者ハ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲナサルトキハ其ノ當選ヲ辞シタルモノト見做スヘシ

第五十九條

第六十條 當選人ニシテ其ノ當選ヲ辞シ又
ハ期限内ニ其ノ當選ノ承諾ヲ届出サルトキ
ハ府縣知事ハ選舉ノ期日ヲ定メ其ノ選舉
長ニ命シ再ヒ選舉ヲ行ハシムヘシ但第五十
四條第二項ノ場合ニ於テ抽籤ニ依リ當選ヲ
得タル者其ノ當選ヲ辞シ又ハ其ノ承諾ヲ届
出サルトキハ抽籤ニ依リ當選ヲ失ヒタル者
ヲ以テ當選人ト定ムヘシ

第六十一條 各選挙區ノ当選人確定ニタルト
ハ府縣知事ハ當選證書ヲ付與シ及管内ニ告
示シ并ニ當選人ノ資格ヲ録シテ内務大臣ニ
具申スヘシ

第十章 議員ノ任期及補闕選舉

第六十二條 議員ノ任期ハ四年トス但任期

ヲ終リタル後仍選舉ニ應スルコトヲ得

第十章 第六十二條

第六十三條 議員ノ闕員アルニ由リ内務大臣
ヨリ補闕選挙ヲ闕クヘキ旨ヲ命ヨラレタル
トキハ府縣知事ハ其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ
二十日以内ニ闕員ノ選挙區ニ限リ臨時選挙
ヲ行ヒ補闕議員ヲ選挙セラムヘシ

第六十四條 補選議員ノ任期ハ前議員ノ任期ニ依ル

第六十四條

第十一章 投票所取締

第六十五條 投票管理ノ町村長ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ニ附スルコトヲ得

第十一章 第六十五條

第六十六條 凡ソ戎器又ハ兇器ヲ携帶スル者
ハ投擲所ニ入ルコトヲ許サス

第六十六條

第六十七條 選舉人ニ非サル者ハ投票所ニ入
ルコトヲ許サス

第六十七條

第六十八條 投票所ニ於テハ一切ノ演說討論
及喧譟ニ涉リ又ハ他人ノ投票ヲ勸誘スルコ
トヲ禁ス

第六十九條

投票所ニ於テ秩序ヲ乱ル者
アルトキハ町村長ハ之ヲ警戒シ其ノ命ニ從
ハサルトキハ之ヲ投票所ノ外ニ退出セシム
ヘシ

第七十條 投票所ノ外ニ退出セシメタル者ハ
犯罪者ヲ除ク外其ノ投票ヲナサシムル為ニ
再ヒ投票所ノ内ニ呼入ル、コトヲ得

第七十一條 投票所ニ參會シタル選挙人ニシ
テ刑法又ハ本法ノ罰則ヲ犯シタル者ハ投票
スルコトヲ禁シ其ノ姓名事由ヲ投票明細書
ニ記載スヘシ

第七十二條 投票ニ関ル異議ノ申立ニ付町村
長ノ決定ニ對シテハ投票所ニ於テ不服ヲ申
立ツルコトヲ得ス

第七十三條 選挙管理ノ郡役所又ハ市役所若
ハ区役所ニ於テ選挙點檢ノ場合ニ當リ參觀
ヲ求ルル者ハ總テ第六十五條ヨリ第六十九
條ニ至ルマテノ例ニ照シ選挙長之ヲ處分ス
ハシ

第七十三條

第十二章 當選訴訟

第七十四條 各選挙区ニ於テ當選ヲ失ヒタル者當選人ノ當選無効トスルノ理由アリト認ムルトキハ當選人ヲ被告トシ確定當選人ノ姓名告示ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得
其ノ期限ヲ經過シタル後出訴スルモ其ノ効ナシ

第七十五條 原告人ハ訴訟狀ト共ニ保證金ト
シテ金三百圓又ハ之ニ相當スル公債證書若
ハ政府ノ保證アル會社ノ株券ヲ控訴院書記
局ニ預置クヘシ但控訴院ノ認可ヲ經テ保證
人ヲ届出テ預金ヲナサ・ルコトヲ得

第七十六條 原告人敗訴ノ場合：於テ裁判言
渡ノ日ヨリ七日以内：一切ノ裁判費用ヲ納
完セサルトキハ保證金ヨリ之ヲ控除シ仍足
ラサルトキハ之ヲ追徴スベシ
保證人ヲ設ケタル場合：於テハ原告人ヨリ
追徴シ仍足ラサルトキハ保證人ヲシテ之ヲ
弁償セシムベシ

第七十六條

第七十七條 同一ノ當選人ニ對シ二人以上ノ
原告人訴訟ヲナシタルトキハ控訴院ハ一ノ
裁判言渡書ニ於テ合ハラ之ヲ裁判スルコト
ヲ得

第七十七條

第七十八條 審判中衆議院解散ノ命アルトキ
ハ控訴院ハ其ノ訴訟ヲ棄却スヘシ

第七十八條

第七十九條 原告人訴訟ヲ願下クルトキハ同
時ニ其ノ由ヲ新聞紙又ハ其ノ他ノ方法ヲ以
テ公告スヘシ

第八十條 控訴院ハ当選訴訟ヲ審判スルニ當
 リ本訴ニ關係スル刑法又ハ本法ノ犯罪者ニ
 對シ直々ニ處刑ノ言渡ヲナスコトヲ得但此
 ノ場合ニ於テハ檢察官ヲシテ立會ハシムヘ
 シ
 当選訴訟ニ關係セサル場合ニ於ケル本法ノ
 犯罪者ハ所轄刑事裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第八十一條 控訴院ニ於テ當選訴訟ヲ判定シ
タルトキハ其ノ裁判言渡書ノ謄本ヲ内務大
臣ニ送付スヘシ若シ衆議院開会スルトキハ
併セテ之ヲ議長ニ送付スヘシ

第八十二條 当選訴訟ニ付控訴院ノ裁判ニ對
シテハ大審院ニ上告スルコトヲ得

第八十二條

第八十三條 訴訟ノ目的タル当選人ハ其ノ裁
判確定ニ至ルマテ衆議院ニ列席スルノ權ヲ
失ハス

第八十四條 當選訴訟ニ付本章ニ規定シタル
モノ、外総テ普通ノ訴訟手續ニ依ル

第八十四條

第十三章 罰則

第八十五條 納税額・年齢住所及其他選挙
資格ニ必要ナル事項ヲ詐称シ選挙人名簿
ニ記載セラレタル者ハ四圓以上四十圓以下
ノ罰金ニ處ス

第八十六條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セ
シノ若ハ他人ノ為ニ投票ヲナスコトヲ抑止
スルノ目的ヲ以テ直接又ハ間接ニ金錢物品
手形若ハ公私ノ職務ヲ選舉人ニ授与シ又ハ
授与スルコトヲ約束シタル者ハ五圓以上五
十圓以下ノ罰金ニ處ス
其ノ授与又ハ約束ヲ受ケタル者亦同シ

第八十七條 直接又ハ間接ニ金錢物品、手形若
ハ公私ノ職務ヲ選舉人ニ授與シ又ハ授與ス
ルコトヲ約束シテ投票ヲ得又ハ他人ニ投票
ヲ得タル者ハ他人ノ為ニ投票ヲナスコト
ヲ抑止シタル者ハ刑法第二百三十四條ノ例
ヲ以テ論ス
其ノ授與又ハ約束ヲ受ケ投票ヲナシ又ハ投
票ヲナササル者亦同シ

第八十八條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セ
シトモ若シ他人ノ為ニ投票ヲナスコトヲ折止
スルノ目的ヲ以テ選舉人ニ暴行ヲ加ヘタル
者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五回
以上五十回以下ノ罰金ヲ附加ス

第八十九條 選舉人ニ暴行ヲ加ヘテ投票ヲ得
又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ為ニ
投票ヲナスコトヲ抑止シタル者ハ六月以上
二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十四以上百回以下
ノ罰金ヲ附加ス

第九十條 選舉人ヲ強逼シ又ハ投票所若ハ選
舉会場ヲ騷擾シ又ハ投票函ヲ抑留毀壞若ハ
劫奪スルノ目的ヲ以テ多衆ヲ嘯聚シタル者
ハ六月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十回以
上百回以下ノ罰金ヲ附加ス
其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ
十五日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ三回以
上三十回以下ノ罰金ヲ附加ス
犯罪者戒器又ハ兇器ヲ携帶シタルトキハ各
本刑ニ一等ヲ加フ

第五十條

第九十一條 選挙ノ際管理者ノ命令ニ抵抗シ
投票所若シテ選挙會場ヲ騷擾シ又シテ投票函ヲ
抑留毀壞若シテ切棄シタル者ハ三月以上三年
以下ノ輕禁錮ニ處シ五百円以上百円以下ノ罰
金ヲ附加ス
犯罪者或モ又シテ兇器ヲ携帶シタルトキハ各
本刑ニ一等ヲ加フ

第九十二條

多衆ヲ嘯聚シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ重禁獄ニ處ス

其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應ニ勢ヲ助ケタル者ハ

輕禁獄ニ處ス

犯罪者戒畧又ハ兇器ヲ携帶シタルトキハ各

本刑ニ一等ヲ加フ

第九十三條 演説又ハ新聞紙若ハ其ノ他ノ文
書ヲ以テ人ヲ教唆シ前三條ノ罪ヲ犯サシメ
タル者ハ刑法第百五條ノ例ニ依ル其ノ教唆
ノ効ナキ者モ仍本刑ニ二等又ハ三等ヲ減シ
處斷ス

第九十四條 戒器又ハ兇器ヲ携帶シテ投票所
若ハ選挙會場ニ入りタル者ハ三圓以上三十
圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條 當選人ニ於テ第九十五條ヨリ第九十四條ニ至ルマテノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ハ無効トス

第九十五條

第九十六條 選舉人名簿ニ記載セラレサル者
他人ノ姓名ヲ詐稱シテ投票ヲナシタルトキ
及第九十三條ニ依リ選舉人タルコトヲ得サル
者投票ヲナシタルトキハ四圓以上四十圓以
下ノ罰金ニ處ス

第九十七條 前數條ノ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑
ニ處セラレ又ハ再ヒ罰金ノ刑ニ處セラレタ
ル者ハ三年以上七年以下選挙及被選挙權ヲ停
止ス

第九十八條

立會人正當ノ事故ナクシテ本法

ニ規定ニタル義務ヲ欺クトキハ五円以上五

十円以下ノ罰金ニ處ス

第九十八條

第九十九條 本章ニ規定シタル罰則ノ外刑法
ニ正條アルモノハ各其ノ重キニ從テ處斷ス

第九十九條

第百條 凡テ選挙ニ関ル
犯罪ハ六箇月ヲ以テ
期滿免除トス

第百條

第一百一條 此ノ罰則ハ第六十六條第六十七條
第六十八條第六十九條第七十條第七十一條
第七十二條ト共ニ投票所及選舉會場ニ貼示
スハシ

第十四章 補則

第一百二條 市制ヲ施行スル地方ニ於テハ一市

ニ一、投票所ヲ設ケ此ノ法律ニ規定シタル
投票及選挙ノ管理ハ市長兼テ之ヲ掌ルヘシ
第四條、場合ニ於テハ一選挙區ニ一、投票
所ヲ設ケ此ノ法律ニ規定シタル投票及選挙
ノ管理ハ區長兼テ之ヲ掌ルヘシ

第百三條 前條ノ場合ニ於テハ市長又ハ區長
其ノ管理スル選舉区内ニ於ケル選舉人中ヨ
リ立會人三名以上七名以下ヲ定メ遷クトモ
選舉期日ノ三日以前ニ之ヲ本人ニ通知スヘ
シ
立會人ハ第三十二條ノ例ニ依リ投票ニ立會
ト併セテ投票ヲ點檢スヘシ
此ノ場合ニ於ケル選舉明細書ハ併セテ投票
ノ事項ヲ記載スヘシ

第百三條

第百四條 町村制ヲ施行セザル町村ニ於テハ
本法ニ規定シタル町村長ノ職務ハ戸長之ヲ
掌ルヘシ

第百四條

第百五條

選舉人名簿調製、初年ニ限リ所得

税法施行以來第六條第八條ニ規定シタル納

税額ヲ引續キ納完シタル者ハ其ノ納税資格

ノ期限ニ充ツルモノト見做スヘシ

第百五條

第百六條 本法、明治二十三年一月一日ヨリ
施行ス

第百六條



